

意見陳述

2019(平成31)年 4月16日

原告 平和子 

- 1 今回から、裁判官の構成が変わったことを踏まえて、改めて、私がこの訴訟を提起した理由と、私を感じ続けている恐怖について、お話しをさせていただきます。
- 2 私の生い立ちについては、既に第1回期日でお話ししたところですので、詳細は、割愛をさせていただきます。しかし、私が全国有数の自衛隊基地の街である千歳で生れ、千歳に育ち、米軍と自衛隊とを身近な存在として感じていたことは、この訴訟でもとても重要なことだと思います。日本には憲法9条があり、自衛隊は専守防衛であるから、米軍とは全然違うし、米兵の様に戦争をすることにはならないというのが、私にとって当たり前の認識でしたし、家族や友人をはじめ、自衛隊員やその家族も含め、広く市民一般の間で共有されていたと思います。

しかし、2015年の安保関連法の成立により、自衛官の任務はそれまでとは比較にならないほど危険性が増えました。安保関連法により、自衛官は海外での戦争に参加することになりかねません。ひとたび戦争に巻き込まれれば、自衛官の命の保証はありません。自分が死ぬことにならなくても、大怪我をする危険もあれば、仲間が命を落とすこともあります。反対に、自分か誰かが、他の人を殺してしまうことだって十分ありえます。

- 3 防衛省は、この訴訟が始まってから、南スーダンに派遣された第10次隊が現地の情勢を記録した文書を公表しました。これが日報です。日報では、戦闘激化でPKOが停止したり、自衛隊員が巻き込まれたりする可能性が指摘されており、現地は深刻な戦闘状態にあるとされています。しかし、重要な部分はいまだに真

っ黒なままです。派遣される自衛官やその家族にさえ、真実を教えてくれています。国には、まず事実がどうであったのかを明らかにすることを強く望みます。本当に安全だったのであれば、隠すことなど何一つないはずですが。

一番不安に思っているのは隊員とその家族です。防衛省は、これまで、派遣される隊員の家族に対し、隊員が武力紛争に巻き込まれることはない、安全だとの説明を繰り返してきましたが、その根拠を一切示してくれません。

弁護団が検討して下さった日報や UNMISS の報告書からは、ニュース等で報道されているよりも、南スーダンの状況は格段に危機的な状況にあったことが明らかになっているように思います。日本政府は、隊員とその家族をどのように考えているのでしょうか。どれだけ危険な目にあつたとしても、いったんは派遣して帰ってくれさえすればいいと思っているのでしょうか。実際にその現場に派遣され、命の心配をし、残される家族を思い浮かべる隊員の気持ちを考えるとき、私の胸は張り裂けそうになります。

- 4 ここ最近、日本政府が、情報を隠したり、改ざんするということがあとを絶ちません。この日報についてもそう、ほかにも、森友問題での公文書の隠蔽・改ざん、技能実習生への調査データの改ざん、毎月の勤労統計調査の偽装など、政府の重要な決定の前提となる情報が、私たち国民に正確に提供されていないのが、実情です。

このような状況では、私たち自衛官の家族は、安心して、息子やその同僚を海外に行かせられません。まずは、きちんと情報を公開した上で、海外派遣の有無を決めるべきです。

ところが、南スーダンでの自衛隊の活動にかかわる情報がきちんと開示されていないにもかかわらず、今度は、エジプト・シナイ半島に、自衛隊を行かせるという話まで出てきました。

このシナイ半島は、テロ事件が頻発しているとして、外務省が渡航をやめるように指示している地域です。しかも、自衛隊が参加するのは、国連が統括する PKO

ではなく、国連が統括できない状況にある多国籍軍監視団であり、自衛隊が、いわばアメリカ軍とその仲間と一緒に、軍事行動をするということになります。

まだ南スーダン PKO についての整理や反省が済んでいないにもかかわらず、より危険な任務に自衛官を派遣するという日本政府の姿勢には、強い不安と怒りを覚えます。

しかも、まだ南スーダン PKO には、自衛官の派遣が続いており、今後も派遣される危険が続いているのです。再び、南スーダンへ送られるということだって、十分に考えられるのです。

5 改めて、私の決意を述べたいと思います。

息子はPKO派遣部隊要員には含まれませんでした。しかし、安保関連法が存在するために、南スーダンへの派遣が続いており、またシナイ半島への自衛隊派遣が決まりました。今後もさらに新たな派遣命令が下る可能性は高く、今後も安保関連法により可能となった危険な任務を息子が命じられる可能性は高まるばかりです。

息子には家族がおり、生活を考えると自衛隊を退職することは容易ではありません。私がこうした活動をすることで、息子が自衛隊内で苦しい立場に置かれることは、息子から直接言われましたので、当然分かっています。

しかしながら私は、安保関連法による危険な任務によって息子に死なれるくらいなら、息子に恨まれても安保関連法に反対する声を上げ続けることを決意し、息子に絶縁状を渡しました。

私は、溢れる涙をぬぐいながら、便せん7枚に、生まれてからの息子との思い出や、何があっても生きていてほしいと思うからこそ、反対の意思を示すことを許してほしい、とつづりました。そして、最後に「生き抜け。自分のところに来てくれた宝物、奥さんと子どもを守り抜いて、天寿を全うしてくれ。それが母さんの願いです。今後は別の人生を歩んでいきましょう。」と縁を切る決意を伝え、それ以降、息子との連絡を絶ちました。

6 私にとって、何よりも大切な自分の息子の命が危険にさらされることは自分の身を引き裂かれることと同じです。

私は、普通の母親なら自分の子どもが危ない状況に立たされたとき、誰もが持つであろう気持ち、その1点で行動しています。個人差はあるでしょうが、それはどこの国であろうと、いつの時代の母親であろうと同じだと考えています。

母親は、命を生み、育みます。私たち母親に求められているのは、人間として一番大切なものを伝えることだと感じています。私は、母親として、言うべきことははっきりと言ってあの世に行きたいと考えています。

しかし、私は自分の息子さえ無事であればいいとは毛頭考えていません。海外に派遣される一人ひとりの自衛官にはそれぞれに家族がおり、恋人がおり、友人がいます。自衛官の一人でも安保関連法によって命を奪われ、危険にさらされることはあってはなりません。それは、どこの国の母親でも想いは同じです。私は、国民を守るために日々厳しい訓練を重ね、大災害などいざというときは危険を顧みず国民を守ってくれる自衛官は国の宝物であると考えています。私の息子に限らず、自衛官が一人でも安保関連法による危険な任務により危険にさらされるのが耐えがたい苦痛なのです。

7 誰も殺されてほしくない。誰も殺してほしくない。まして、命の危険なところに子どもたちを送り込むなんて、ほかの誰かが許しても、私には全く許されないことです。南スーダンから部隊の一部が帰ってきたからといって、それで終わりではありません。私の息子がいる部隊の自衛官が受けた苦しみは、そのまま私の苦しみです。

裁判官のみなさんには、事実を明らかにしていただき、母親として当然の思いが実現されますよう公正な裁判運営をお願いして、意見陳述を終わります。

以 上